

2 諸手当に関する状況

(1) 地域手当

平成31年4月1日 現在

団体名	国基準支給率	団体支給率
八 王 子 市	15.0%	15.0%
立 川 市	12.0%	12.0%
武 蔵 野 市	16.0%	16.0%
三 鷹 市	10.0%	15.0%
青 梅 市	15.0%	15.0%
府 中 市	15.0%	15.0%
昭 島 市	15.0%	15.0%
調 布 市	16.0%	16.0%
町 田 市	16.0%	16.0%
小 金 井 市	15.0%	15.0%
小 平 市	16.0%	16.0%
日 野 市	16.0%	16.0%
東 村 山 市	15.0%	15.0%
国 分 寺 市	16.0%	16.0%
国 立 市	15.0%	15.0%
福 生 市	15.0%	15.0%
狛 江 市	16.0%	16.0%
東 大 和 市	12.0%	12.0%
清 瀬 市	16.0%	16.0%
東 久 留 米 市	6.0%	10.0%
武 蔵 村 山 市	3.0%	10.0%
多 摩 市	16.0%	16.0%
稲 城 市	15.0%	15.0%
羽 村 市	6.0%	9.0%
あ き る 野 市	10.0%	10.0%
西 東 京 市	15.0%	15.0%
瑞 穂 町	0.0%	10.0%
日 の 出 町	0.0%	8.0%
檜 原 村	0.0%	7.5%
奥 多 摩 町	0.0%	8.0%
大 島 町	0.0%	0.0%
利 島 村	0.0%	0.0%
新 島 村	0.0%	0.0%
神 津 島 村	0.0%	0.0%
三 宅 村	0.0%	0.0%
御 蔵 島 村	0.0%	0.0%
八 丈 町	0.0%	0.0%
青 ケ 島 村	0.0%	0.0%
小 笠 原 村	0.0%	0.0%

※ 羽村市:条例上、令和2年4月1日から当分の間については10.0%とする。